

## 「ふくい医療情報連携システム」在宅ケア機能におけるモバイル端末用セキュリティポリシー（閲覧側）

### 第1条（目的）

この規程は、閲覧側機関において「ふくい医療情報連携システム」の在宅ケア機能を利用するモバイル機器に対し運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

### 第2条（システム運用責任者）

- 1 機関内に、システムを運用する責任者としてシステム運用責任者を置く。
- 2 運用責任者は、機関内の「ふくい医療情報連携システム」の在宅ケア機能の安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 3 運用責任者は、「ふくい医療情報連携システム」の在宅ケア機能に異常を認めた時は、直ちに協議会事務局に報告しなければならない。
- 4 運用責任者は部門における適切な情報資産の利用、保護及び管理について責任を負う。
- 5 運用責任者はセキュリティを遵守していることを監査する職務を担う。

### 第3条（利用者の責務）

- 1 利用者は、「ふくい医療情報連携システム」の在宅ケア機能の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。
- 2 利用者は、「ふくい医療情報連携システム」の在宅ケア機能の利用について、本規程のほか、ふくい医療情報連携システム運用管理規程並びに運用管理細則を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、個人情報保護法、その他の法令および医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、自らの利用者識別番号（ユーザーID）及び暗証番号（パスワード）を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない（ID、パスワードを付箋などにメモをしてケース等に貼っておくも厳禁とする）。また、待ち受け画面にパスワードロックを設定すること。
- 5 利用者は、当会より貸与されたモバイル端末（以下端末と記す）からふくいメディカルネット在宅ケア機能のサイトへの接続のみとしなければならない。
- 6 端末における改造行為を行ってはいけない（Jailbreak（脱獄）などを指す）。
- 7 端末をUSBメモリとして利用してはならない。

- 8 端末に対し協議会が既定しないソフトを絶対にインストールして使用してはならない。
- 9 利用者は閲覧情報を、画面から撮像する、あるいはスクリーンショットを行うことにより、外部に本システムにて知り得た閲覧情報を取り出してはならない。なお、閲覧端末には協議会が指定したシステム設定を行わなければならない。
- 10 端末に上記規定以外のソフトをインストールし、運用上情報漏洩が発生した場合には、本会として責任を負わない。その場合利用者または運用責任者・施設管理者がその責任を負わなければならない。
- 11 利用者は、本システムに異常を認めた時は、直ちに院内の運用責任者に報告しなければならない。
- 12 利用者は本システムで得た情報について、その後の取り扱いについて責任を持たなければならない。

#### **第4条 (連携システムへのアクセス)**

- 1 本会は情報とその目的に従って適切に使用されるよう、運用規程に基づくアクセスのみ許可する。
- 2 ユーザー・パスワードは少なくとも60日ごとに変更する。
- 3 パスワードは7文字以上とする。
- 4 パスワードは数字と英字の組合せたものとする。
- 5 ログアウトの操作を必ず行わないといけない。

#### **第5条 (罰則)**

- 1 利用上違反が発生した場合、その責任は利用者のみならず該当医療機関に対しても罰則および損害賠償を受けることがある。
- 2 協議会が違反と認めた場合には、協議会会則第12条第1項に基づきシステムの利用を停止し、除名とする。

#### **第6条 (解釈上の疑義)**

この規程に解釈上の疑義が生じた場合は、運営協議会運営委員長が決定する。

#### **<附 則>**

(制定期日)

- 1 平成27年9月1日制定。

(施行期日)

- 1 平成27年9月1日施行。